

公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団における情報セキュリティの基本方針

令和 2 年 4 月 1 日制定

令和 6 年 1 0 月 1 7 日改定

(目的)

第 1 条 公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団（以下「財団」という。）が高度な学術研究活動、社会貢献活動、業務運営等を安定的かつ効率的に展開するためには、電子情報が持つ情報セキュリティ上の脆弱性を十分認識し、情報セキュリティを確保するとともに、それを実行するための情報システムの整備が不可欠である。財団においては、役員、職員及び研究員等の全構成員が情報システム及び情報セキュリティの重要性を認識し、研究、製造組織の自治を尊重しつつ情報資産の円滑な運用と保護に取り組むものとする。

(方針)

第 2 条 財団においては、前条の目的を達するため、公益財団法人京都大学 iPS 細胞研究財団情報セキュリティ対策に関する規程（以下「セキュリティ対策規程」という。）の定めるところにより、以下の対策を行う。

- (1) 情報セキュリティ組織体制の整備
- (2) 情報資産の保護
- (3) 情報システムのセキュリティの維持及び向上
- (4) インシデントへの対処
- (5) ネットワークの監視及び P C 等のログの収集等
- (6) 監査、点検及び情報セキュリティポリシーの更新等

(義務)

第 3 条 財団の情報資産を運用、管理又は利用する者は、本方針、セキュリティ対策規程、その他これらに基づき定められる規程を遵守しなければならない。

(罰則)

第 4 条 本方針、セキュリティ対策規程、その他これらに基づき定められる規程に違反した場合の利用の規制及び罰則は、財団が定める就業規則に則って行うほか、別に定めるところによる。

以上